

# 令和6年度第3回 京都地方最低賃金審議会

## 議事録

令和6年8月5日（月）

午後4時00分～午後4時40分

京都労働局 6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

## 令和6年度 第3回 京都地方最低賃金審議会

令和6年8月5日（月） 午後4時00分～午後4時40分

京都労働局 6階 会議室

●労側委員、■使側委員、○公益委員、事務局

(開始)

○清水賃金室長

これから、第3回京都地方最低賃金審議会を開催しますが、開催前に事務局から、傍聴者の出席状況、報道機関の取材について報告させていただきます。

会議は公開としておりますが、本日の傍聴者の出席は9名となっております。また、報道機関の方が2社、取材に来ておられます。以上です。

では、会長、開会をお願いします。

○岩永会長

ただいまから、第3回京都地方最低賃金審議会を開催します。

本日の出席状況の報告をお願いします。

○清水賃金室長

本日の出席状況について報告します。

公益代表委員5名、労働者代表委員3名、使用者代表委員4名、合計12名の出席により、本審議会が有効に成立していることを報告します。

○岩永会長

本審議会が成立していることを確認いたしました。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。

労使各側、どなたかお願いできますでしょうか。

それでは、労働者側は大西稔委員にお願いいたします。

使用者側は、沼田委員にお願いいたします。

本日の議事は、京都府最低賃金の改正でございます。

専門部会において精力的に審議され、結論が出たようですので、そのご報告をいただき、本審として審議を行いたいと思います。

それでは、三山部会長、報告をお願いいたします。

○三山部会長

それでは、事務局から部会長報告の配布をお願いいたします。

(部会報告書、配布)

○三山部会長

京都府最低賃金専門部会の審議状況の審議経過、及び結果についてご報告します。

まずは、審議経過についてです。

本年度は、合計6回開催しました。1回専門部会は7月26日、2回目は7月29日、3回目は7月31日、4回目は8月1日、5回目は8月2日、6回目は8月5日でした。

第1回専門部会では、まず部会長、部会長代理の選任に続き、事務局提出資料の説明がありました。その後、審議に入りました。

労使双方から、賃上げの必要性については共通の認識があるものの、それぞれがおかれている厳しい状況についての説明がありました。

第2回の専門部会では、労働者側からは、人が人らしく生きられるよう、生計費を重視したい。金額については、目安にプラスアルファを主張したいなどの意見が出されました。

使用者側からは、最賃が10月に改正される関係で、11月、12月に就業調整するケースが多く、最賃の引上げが生活水準の上昇、経済の好循環につながるとは思えないなどの意見が出されました。

第3回の専門部会では、労働者側からは、賃金を上げていかないと経済が循環していかないと考えている。人手不足は認識しているが、求職に応じる最大の要素はやはり賃金であるなどの意見が出され、具体的な金額が提示されました。

使用者側からは、消費者物価指数を見ると、6月の前年同月比は3.5パーセントと上げ止まりしており、また半年の平均ではなく、もう少し長いスパンで見るときに、最賃の引上げ率は物価の上昇率を超えていないか。賃金支払能力については、経済構造実態調査製造業事業所調査によると、2021年から2022年に、全国では、付加価値額が2.5パーセント上がっているが、京都は0.9パーセントしか上がっていないなどの意見が出され、具体的な金額が提示されました。

第4回の専門部会では、労使双方から具体的な金額が提示されたうえで審議が進められましたが、労使で合意には至りませんでした。

第5回の専門部会では、労使双方から具体的な金額が提示されたうえで審議が進められましたが、労使間で合意に至りませんでした。

第6回の専門部会では、公益案を提示しました。公益案は、引上げ額 50 円、金額 1,058 円でした。

この公益案について採決が行われた結果、賛成 4 名、反対 3 名により、賛成多数で決定されました。

その後、付帯決議について公労使で検討して、京都府最低賃金の改正決定に関する報告書を作成しました。

以上が審議の経過及び結果です。

報告文については、事務局から読み上げをお願いいたします。

#### ○清水賃金室長

報告書を読み上げます。

京賃審発第 17 号

令和 6 年 8 月 5 日

京都地方最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃 殿

京都地方最低賃金審議会京都府最低賃金専門部会 部会長 三山 雅子

京都府最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 6 年 7 月 26 日、京都地方最低賃金審議会において付託された令和 6 年度京都府最低賃金の改正決定について審議を重ねたところ、労使の意見は一致しなかったため、公益代表委員から提示された別紙の結論に達したので報告する。

なお、今回の報告に当たっては、材料費、エネルギー費の高騰等を背景に、特に中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が二極化している現状を踏まえ、以下のことを要望する。さらに、本要望については、実施の可否やその時期等について、適時適切なフィードバックを行うことを強く求める。

#### 1. 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境の整備

政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、生産性向上に向けた現行補助制度の思い切った要件緩和や拡充、価格転嫁対策の一層の徹底に加え、中小企業・小規模事業者を対象とした消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する。

#### 2. 中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げの影響軽減策の実施

中小企業・小規模事業者の経営が継続されるよう最低賃金の引上げの影響を軽減するために、業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと、また非正規労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金等の各種助成金制度に加え、賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等を強く要望する。

### 3. 「年収の壁」による就労調整が起こらない制度の改正

多くの企業が慢性的な人材不足となっている中、働きたい人に就労の制限がかかる現状は大きな課題である。その対策として実施されている現在の「年収の壁・支援強化パッケージ」は、最低賃金引上げによる就労調整等の影響を直接的に防止する施策になっていない。法整備等、「年収の壁」に関する抜本的な国としての対策を早急に講じることを強く要望する。

### 4. 最低賃金の地域間格差による労働力流出の防止

最低賃金の地域間格差は中央最低賃金審議会でも大きな議論となっているが、当審議会においても同様であった。地域間格差による労働力流出の防止は各地域ともに大きな課題であるが、都道府県を超える広域的現象であり、各地方最低賃金審議会で解決できる内容でなく、中央最低賃金審議会での再考を強く要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

次のページに移ります。

#### 京都府最低賃金

##### 1 適用する地域

京都府の区域

##### 2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

##### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

##### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,058円

##### 5 この最低賃金において賃金に算入していないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

##### 6 効力発生の日

令和6年10月1日

以上です。

(三山部会長から岩永会長へ、部会報告書を手交)

#### ○岩永会長

専門部会の公労使の委員の先生方におかれましては、連日、暑い中、熱心にご議論いただき、どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

特にありませんでしょうか。

●■○各側委員  
(質疑なし。)

○岩永会長  
それでは、専門部会報告を審議会の答申としてまとめたいと思います。  
答申としてまとめるにあたり、何かご意見等はございますでしょうか。

●■○各側委員  
(意見等なし。)

○岩永会長  
特にご意見はないようでございます。  
専門部会では、全会一致には至らず、採決となりましたが、本審においても採決をとるということでよろしいでしょうか。

●■○各側委員  
(異議なし。)

○岩永会長  
それでは、採決をとりたいと思います。  
先ほどの専門部会長の報告をもって、審議会の答申内容とすることについて採決をとります。  
賛成の方、挙手をお願いいたします。

○岩永会長  
反対の方、挙手をお願いいたします。

○岩永会長  
採決の結果、賛成7名、反対4名でしたので、専門部会の報告の内容をもって、局長あてに答申するというところで結審いたします。  
事務局で答申文案の作成をお願いします。

○清水賃金室長  
それでは、別室で答申文案を作成しますので、作成までの間、しばらくお待ちください。

(文書作成のため中断。)

(岩永会長、事務局が作成した答申文案の内容を確認。)

○岩永会長

これで配布をお願いします。

(配布文書準備のため中断)

(答申文案、配布)

○岩永会長

お待たせいたしました。

それでは事務局から、答申文案の説明をお願いします。

○清水賃金室長

それでは答申文案を読み上げます。

京賃審発第 18 号

令和 6 年 8 月 5 日

京都労働局長 角南 巖殿

京都地方最低賃金審議会会長 岩永 昌晃

令和 6 年度京都府最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和 6 年 6 月 27 日付け京労発基 0627 第 4 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に達したので答申する。

以下は専門部会報告と同じ内容であるため、読み上げは省略させていただきます。以上です。

○岩永会長

ただいまの答申文については、その内容でよろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし。)

○岩永会長

それでは、ただいまの内容をもって、局長への答申文にいたします。  
事務局は答申文を作成してください。

○清水賃金室長

別室で答申文を作成しますので、作成までのあいだしばらくお待ちをお願いいたします。

(文書作成のため中断。)

(岩永会長から角南局長へ、答申文を手交。)

(写真撮影など。)

○清水賃金室長

労働局長から一言、ごあいさつをお願いします。

○角南労働局長

ただいま令和6年度の京都府最低賃金の改正につきまして、ご答申をいただきました。真摯なご審議に対して感謝を申し上げます。

さる6月27日に、私のほうから改正の諮問をさせていただきまして、委員の皆様方には、猛暑が続く大変な時期に、熱心なご審議を賜りました。

そして本日、京都府最低賃金を1時間、1,058円とする答申をいただきました。

現行の京都府最低賃金が1,008円でございますので、引上げ額が50円、率にしますと4.96パーセントとなります。

この最低賃金の額でございますけれども、最低賃金の表示方法が変更となりました平成14年度以降、最高の引上げ額ということになってございます。

この引上げとなった最低賃金額につきましては、まずもって十分な周知を図るほか、中小・小規模企業への支援策をセットとして、府内の使用者、労働者の皆様への周知・広報を行うとともに、私ども、最低賃金法を順守していただく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、京都労働局といたしましては、本日の答申を受けまして、発効に向けた所要の手続き、これを進めてまいりたいと思っております。

委員の皆様方には、引き続き、異議の申出がありました場合には、ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。



○岩永会長

それでは、公示、発効など今後の手続きと日程等について、事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

ただいま、京都府最低賃金について答申をいただきましたので、本日中に答申内容を公示して、あわせて答申に対する異議の申出の公示を行うこととしております。

異議の申出の期限につきましては、最低賃金法第 12 条に基づき、8 月 20 日とします。

異議の申出があった場合は、第 4 回審議会を 8 月 21 日午前 10 時から、京都労働局 6 階会議室で開催します。なお、異議の申出の審議会は公開となります。以上です。

○岩永会長

ただいまの事務局の説明につき、何かご質問等はございませんでしょうか。

●■○各側委員

(質疑なし。)

○岩永会長

本審での結審が済み、局長への答申が済んだところですが、労使双方から、総合的なご発言はありますでしょうか。

それでは、労働者側、大西（稔）委員お願いいたします。

●大西稔委員

労働者側を代表しまして、私、大西のほうから、発言をさせていただきたいと思っております。

今回、労働側としましては、最低賃金近傍で働き、生活を営んでおられる方、とりわけ片親の家庭や一人暮らしの学生、親族の介護を行うなど、より厳しい環境の中で、一日、一日をなんとか乗り越えながら生活を送っておられる方の立場になり、やはり今回、特に物価上昇がもたらす生活への影響の観点から、主張を続けさせていただきました。

また、社会的な格差の拡がりや貧困の固定化については、大きな問題であるとの思いから、誰一人、取り残さないために、今期春闘の結果を労働組合のない会社で働いている方々にも波及させる必要があるとの思いをもって、審議に臨ま

せていただきました。

一方、審議を進める中で、中小企業、小規模事業者の経営のご苦勞については理解を深めることができましたし、まだまだ道半ばであります価格転嫁の課題解決や、各種助成金などの企業支援策の拡充は、我々、労働者側が働ける場所をしっかりと確保するためにも必要な施策であるというふうに思いますので、公労使一体となり、しっかりと訴えていく必要があるとも受け止めております。

さらに人材不足、働き手の流出の問題については、未来の京都の発展のためには避けては通れない課題であり、今後もさまざまな立場、場面で真摯な議論が必要であると考えております。

今回の審議におきまして、使用者側委員の皆様におかれましては、我々、労働側の主張に対し、丁寧に回答をいただきながら、真摯な議論を進めていただきましたことに感謝を申し上げます。

また、過去に例を見ないほど高い目安金額が提示されるなか、使用者側、労働者側の主張を踏まえ、公益案を取りまとめていただきました公益委員の皆様におかれましても、心から感謝を申し上げたいと思います。

最後になりますが、日程調整や資料の準備等、審議の円滑な運営にご尽力いただきました事務局の皆様にご感謝を申し上げ、労働者側を代表しての取りまとめの言葉といたします。

ほんとうにありがとうございました。

○岩永会長

ありがとうございました。

それでは、使用者側を代表して、深沢委員、お願いいたします。

■深沢委員

使用者側委員を代表しまして、私、深沢より、一言、お話をさせていただきたいと思います。

本日、この第3回審議会にて決定に至ったわけですが、その中で、専門部会、それからこの審議会において、使用者側委員が全員反対というかたちで結論に至ったことは、非常に残念に思っております。

我々としても、できるだけ公労使が賛成したうえで結論に至りたかったところではありますが、専門部会を通じて我々が主張してきた内容と、結論との間で、やはり一致しない部分がありましたので、反対という立場をとらせていただきました。

専門部会でも主張させていただいたことですが、足元の生計費や物価の上昇等に対応するというところで今回の目安も示されていると思いますが、原点にか

えって最低賃金法の中の第9条2項に、「最低賃金は、三つの要素、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない」とあって、その解釈等も厚生労働省のホームページでも示されています。

今回、その生計費、物価のところを重視するという趣旨に関しては、我々も一定程度、理解を示したつもりでございます。その中で、ただ、重視というからには当然その重きを置くという意味で、他の要素を考慮しなくていいということではないというふうに理解しております。その中でも、使用者側としては、特に支払能力の部分に関しては、ある程度、生計費を重視しつつも、考慮すべきだろうという主張をしてまいりました。

その中で、各経済団体であったり、あるいは労働組合側、連合さんを中心に示されている今期春闘、賃上げ率と引用されることが多かったわけですが、そこにはやはり、十分に支払能力を有している企業の結果、あるいは、これも専門部会の中でご説明申しあげましたが、いわゆる防衛的賃上げと言われるような、自分たちの支払能力を超えて、何とか頑張って賃上げを行ったような企業の結果も含まれるでしょうし、あるいは、なかなか上げたくても上げられない企業の賃上げの結果も含め、いろいろなものが含まれた結果だというふうに理解しております。

そんな中で、今回の結果というのは、中賃から示された目安も含めまして、支払能力ということはあまり考慮されていないと感じており、そのことを使用者側としては主張せざるをえませんでした。

今回の結果は結果としてきちんと受け止めて、異議審に向けて対応していきますが、おそらく政府がおっしゃっているような2030年というような目標も含めて考えますと、今後もこういったことが続くことが想定されます。その中で、やはりこの最低賃金法第9条の総合的にいろいろなものをバランスよくみるという趣旨について、今一度、中央審議会、あるいは各地方の最低賃金審議会のほうで、しっかり理解をしたうえで決定をしていくことが必要で、それが結果として、日本経済を支える企業の生産性の改善につながったり、働く人々の賃金を含めた労働条件の改善につながったりしていくものだと私どもは理解しておりますので、ぜひそのような形で今後も進めていければと思います。

今回、本日、結審を迎えられたのは、公労使、それぞれの委員の皆さんのご協力、それから何よりも事務局のご尽力のたまものだと感謝しております。ありがとうございました。

○岩永会長

その他、ご質問、あるいはご発言等はよろしいでしょうか。

●■○各側委員

(質疑、発言等なし。)

○岩永会長

それでは以上で、本日の審議会を終了いたします。

議事進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

(終了)

以上